

SNS型投資・ロマンス詐欺事件の検挙に向けた捜査の徹底について

令和6年5月28日

警察庁丁組二発第192号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長から警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察本部長、各方面本部長宛て

(概要)

昨年来、顕著な増加傾向にあるSNS型投資・ロマンス詐欺については、「SNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進について（通達）」（令和6年3月5日付け警察庁丙組二発第7号）等に基づき、体制を構築した上で総合的対策を推進しているところであるが、急増する被害を抑えこむためには、被害実態や犯行手口を詳細に把握した上で、本年4月に構築された特殊詐欺連合捜査班を活用するなど、特殊詐欺事件の取締りと同様に、全国警察が一体となり、被疑者の検挙や犯行拠点の摘発に向けた迅速かつ効果的な捜査が不可欠となることから、各都道府県警察に対し、引き続き、積極的かつ強力な捜査を推進するよう指示したものである。